

## 吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、吹田市のイメージキャラクターすいたんデザイン（以下「すいたん」という。）の適切な使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (すいたんの図柄)

第2条 すいたんの図柄は、別図に示すとおりとする。

### (すいたんに関する権利)

第3条 すいたんに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

2 市長は、無断ですいたんを使用している者又は使用しようとしている者に対し、使用の停止及びすいたんを用いて作成された物品等の回収を求める等の措置を講ずるものとする。

### (使用承認の申請等)

第4条 すいたんを使用しようとする者は、あらかじめ、イメージキャラクターすいたん使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の企画書
- (2) 図柄の使用形態を示す見本等
- (3) 団体等の概要書
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (使用の承認等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認するものとする。

- (1) 市及びすいたんの信用又は品位の失墜のおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 政治、思想、宗教等に関する活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体のシンボルマーク又は意匠として使用されるおそれがある場合
- (5) 責任の所在、商品の販売ルート、景品の頒布先、広報の実施先等が明らかでない場合
- (6) 立体物で、すいたんを表現したものと認められない場合
- (7) その他第三者に不利益を与えるおそれがある場合

2 市長は、前項の規定により使用の承認をするときはイメージキャラクターすいたん使用承認通知書（様式第2号）により、使用の承認をしないときはイメージキャラクターすいたん使用不承認通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知する。

3 市長は、使用の承認をするときは、これに必要な条件を付することができる。

### (使用上の遵守事項)

第6条 すいたんを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用し、承認に付された条件に従うこと。
- (2) すいたんの図柄として定められたデザイン及び色彩（指定色又は単色）を正しく使用すること。

- (3) すいたんの図柄を変形し、若しくは一部分のみを使用し、又は他の図形若しくは文字と重ねて使用しないこと。ただし、継続の場合を除く。
- (4) すいたんを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) すいたんを自己のものとして、商標又は意匠に使用しないこと。
- (6) 「吹田市イメージキャラクター すいたん」と明示すること。
- (7) 図柄（10）においては、吹田市制施行80周年記念デザインである旨を明示すること。  
この使用期限は令和3年3月31日とする。
- (8) 販売を目的とした商品の場合にあつては、承認番号（「すいたん 吹田市承認第 号」）を、当該商品等、包装、広告等のいずれかに明示すること。
- (9) すいたんを使用する場合にあつては、市が当該事業、商品等の品質を保証するかのような誤解を第三者に与えないよう配慮すること。
- (10) すいたんを用いて作成した物品等（提出することが困難であるときは、その写真等）を提出すること。

#### （使用料）

第7条 すいたんの使用に係る使用料は、原則として無料とする。

#### （使用期間）

第8条 すいたんを使用できる期間は、承認を受けた使用期間とする。ただし、使用期間の限度は当該使用の年度末とする。

- 2 前項の期間の満了後において、引き続きすいたんを使用しようとする者は、更新後の使用期間の前3月に当たる日の属する月の初日から更新後の使用期間の初日の前10日までに改めてその申請をしなければならない。

#### （使用内容の変更）

第9条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用内容について変更しようとするときは、直ちに市長へ申し出て、その承認を受けなければならない。

#### （使用承認の取消し等）

第10条 市長は、使用者がこの要領及び承認の内容に違反していると認めたときは、使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、その理由を明記した吹田市イメージキャラクターすいたん使用承認取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に基づき作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 承認を取り消されたことにより使用者に生じた損害については、市は一切の責任を負わない。

#### （報告）

第11条 使用者は、使用期間を終了したときは、その翌月の末日までに、イメージキャラクターすいたん使用報告書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、すいたんの使用状況を報告しなければならない。

(使用の非独占性等)

第12条 この要領に基づく使用の承認は、使用者が自己の商標又は意匠とする等の独占してすいたんを使用する権利を付与し、かつ、使用者及びその事業、商品等について市が推奨するものと解してはならない。

(経費等の負担)

第13条 市は、この要領による使用の承認の申請に要した費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 市は、すいたんの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、すいたんを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。

3 使用者は、すいたんの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(使用承認の状況等の公開)

第15条 市長は、すいたんの使用促進を図る観点から、その使用承認の状況等を公開することができる。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、すいたんの使用に関し必要な事項は、シティプロモーション推進室長が定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用承認申請書

( 新規・継続 商品等の使用に関する承認番号 号 )

年 月 日

吹田市長 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名

吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用について、次のとおり申請します。  
なお、申請にあたり、吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用要領を遵守します。

使用目的 (事業、イベント等)	
使用品等 (分類、名称)	<input type="checkbox"/> 商品(グッズ) <input type="checkbox"/> 食品 <input type="checkbox"/> パンフレット等の印刷物 <input type="checkbox"/> その他 名 称:
使用品の詳細	※使用箇所、規格、販売価格(税込み)、製造予定数、販売場所、販売先等について 詳細を記入してください。(別紙で添付も可)
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ※使用申請は年度毎に必要です。申請された年度末が最大の期限となります。
連絡先 (担当者、電話番号等)	

注: 次の資料を作成し添付してください。

添付書類

- (1) 事業の企画書
- (2) 図柄の使用形態を示す見本等
- (3) 団体等の概要書

## 吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用承認通知書

様

吹田市長

年 月 日付けで、申請のありました吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用承認申請について、下記により承認します。

使用目的 (事業、イベント等)	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用品等	
商品等の使用に関する 承認番号	すいたん 吹田市承認第 号

## 使用上の遵守事項

- (1) 承認された使用目的のみに使用し、承認に付された条件に従うこと。
- (2) すいたんの図柄として定められたデザイン及び色彩（指定色又は単色）を正しく使用すること。
- (3) すいたんの図柄を変形し、若しくは一部分のみを使用し、又は他の図形若しくは文字と重ねて使用しないこと。ただし、継続の場合を除く。
- (4) すいたんを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) すいたんを自己のものとして、商標又は意匠に使用しないこと。
- (6) 「吹田市イメージキャラクター すいたん」と明示すること。
- (7) 図柄 10 においては、吹田市制施行 80 周年記念デザインである旨を明示すること。  
この使用期限は令和 3 年 3 月 31 日とする。
- (8) 販売を目的とした商品の場合にあっては、承認番号（「すいたん 吹田市承認第 号」）を、当該商品等、包装、広告等のいずれかに明示すること。
- (9) すいたんを事業、商品等に用いる場合にあっては、市が当該事業、商品等の品質を保証するかのような誤解を第三者に与えないよう配慮すること。
- (10) すいたんを用いて作成した物品等（提出することが困難であるときは、その写真等）を提出すること。

吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用不承認通知書

様

吹田市長

年 月 日付けで、申請のありました吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン  
使用承認申請について、次の理由により承認できませんので通知します。

申請内容	
不承認の理由	

吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用報告書

吹田市長 様

報告者 所在地  
団体名  
代表者氏名  
連絡先

吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用状況について、次のとおり報告します。

事業の名称	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
印刷物、商品等使用数量	
事業等の成果	

添付資料

- (1) 使用物 (ちらし、ポスター等)
- (2) 記録写真・使用形態の写真等あれば添付

吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用承認取消通知書

様

吹田市長

年 月 日付け第 号で承認しました吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用について、次の理由により取り消しますので通知します。

申請内容	
取消の理由	



(別紙)

## 吹田市イメージキャラクターすいたん図柄一覧

吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用要領第2条に規定する図柄は次のとおりとする。使用する場合には、「吹田市イメージキャラクター すいたん」と明示すること。

図柄(10)においては、吹田市制施行80周年記念デザインである旨を明示すること。この使用期限は令和3年3月31日とする。

(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



(7)



(8)



(9)



(10)

